

国立国会図書館における 資料デジタル化の取組と課題

平成22年12月20日

国立国会図書館

大規模デジタル化の実施

予算規模

- ◆平成21年度補正予算 約127億円
- ◆平成22年度補正予算 約10億円

主な対象資料

館内利用に限定

① 電子図書館サービス

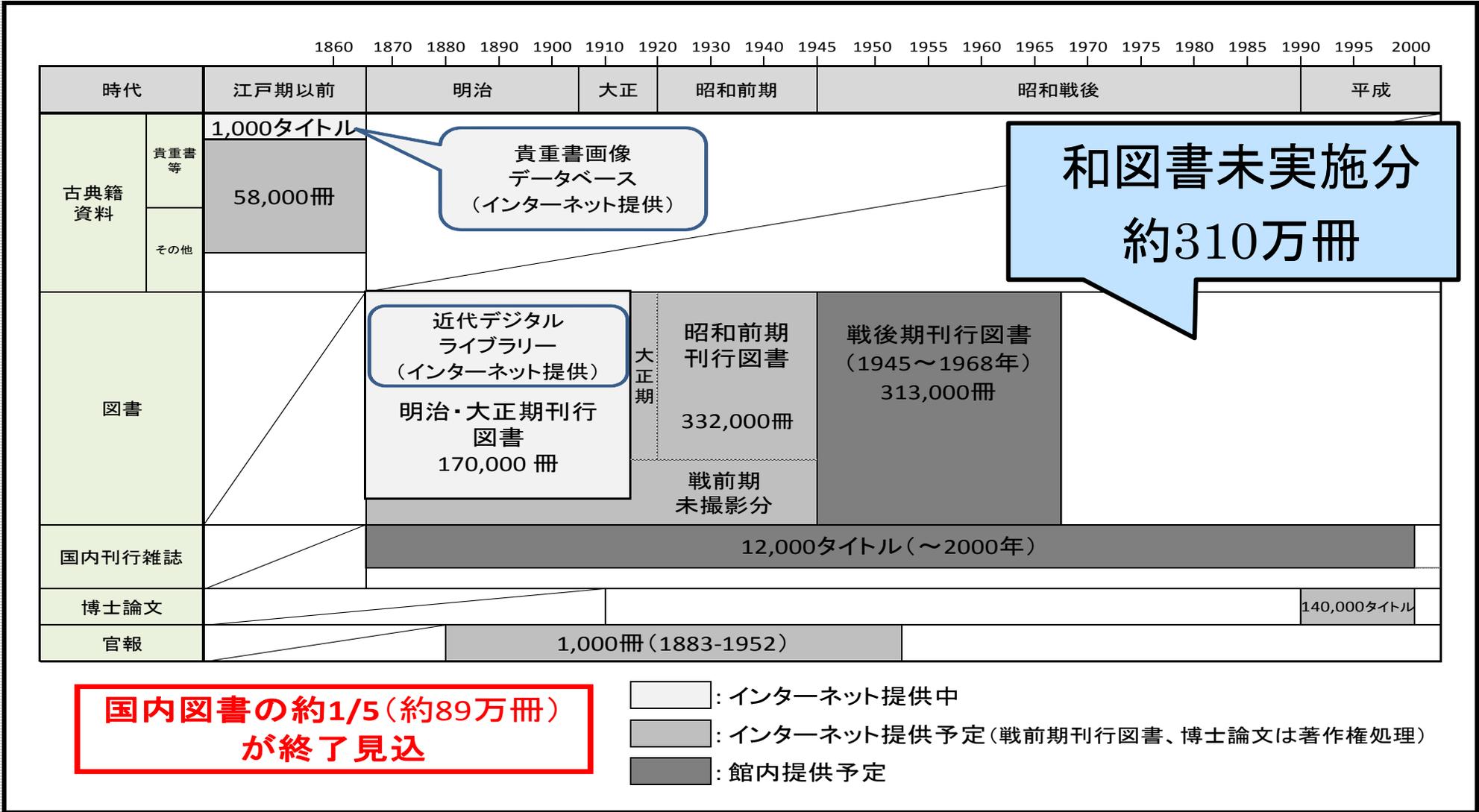
- ・戦前期刊行図書
- ・古典籍資料
- ・官報
- ・学位論文

著作権調査・許諾依頼を行い、インターネット公開

② 保存のためのデジタル化

- ・戦後期刊行図書
(1945～1968年受入分)
- ・雑誌(戦前期、索引採録誌)
- ・その他

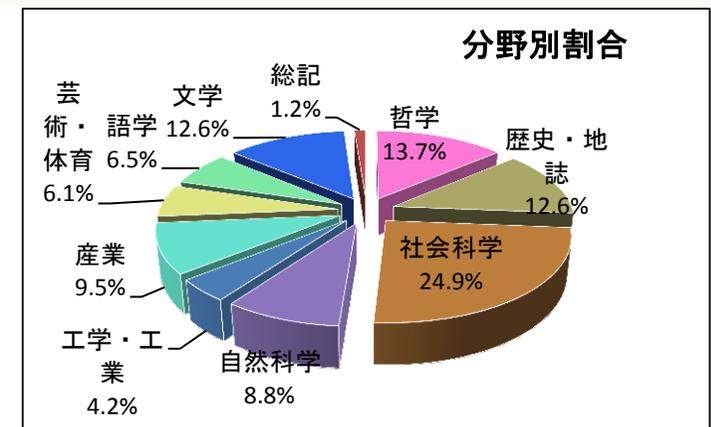
資料デジタル化の対象資料



「近代デジタルライブラリー」事業

- 明治期～昭和戦前期刊行図書の電子図書館サービス
- 著作権許諾を得て、インターネット提供を実施
- 収録件数は約39万冊（インターネット提供約17万冊）
- 本文利用は画像データのみ、テキスト検索はできない
- 内容検索の補助のため、目次情報を入力している

	全体数	インターネット提供
明治期	約160,000冊	約129,000冊
大正期	約91,000冊	約41,000冊
昭和戦前期	約137,000冊	—



原本保存のためのデジタル化（平成21年法改正）

国立国会図書館における所蔵資料の電子化

（平成21年度著作権法の一部改正の内容）

国立国会図書館においては、所蔵資料を納本後直ちに電子化することができる。

⇒ 従来は、劣化・損傷している場合に限定（31条2号）

（改正の趣旨）

所蔵資料が損傷・劣化する前に電子化し、原資料を文化的遺産として保存できることが重要

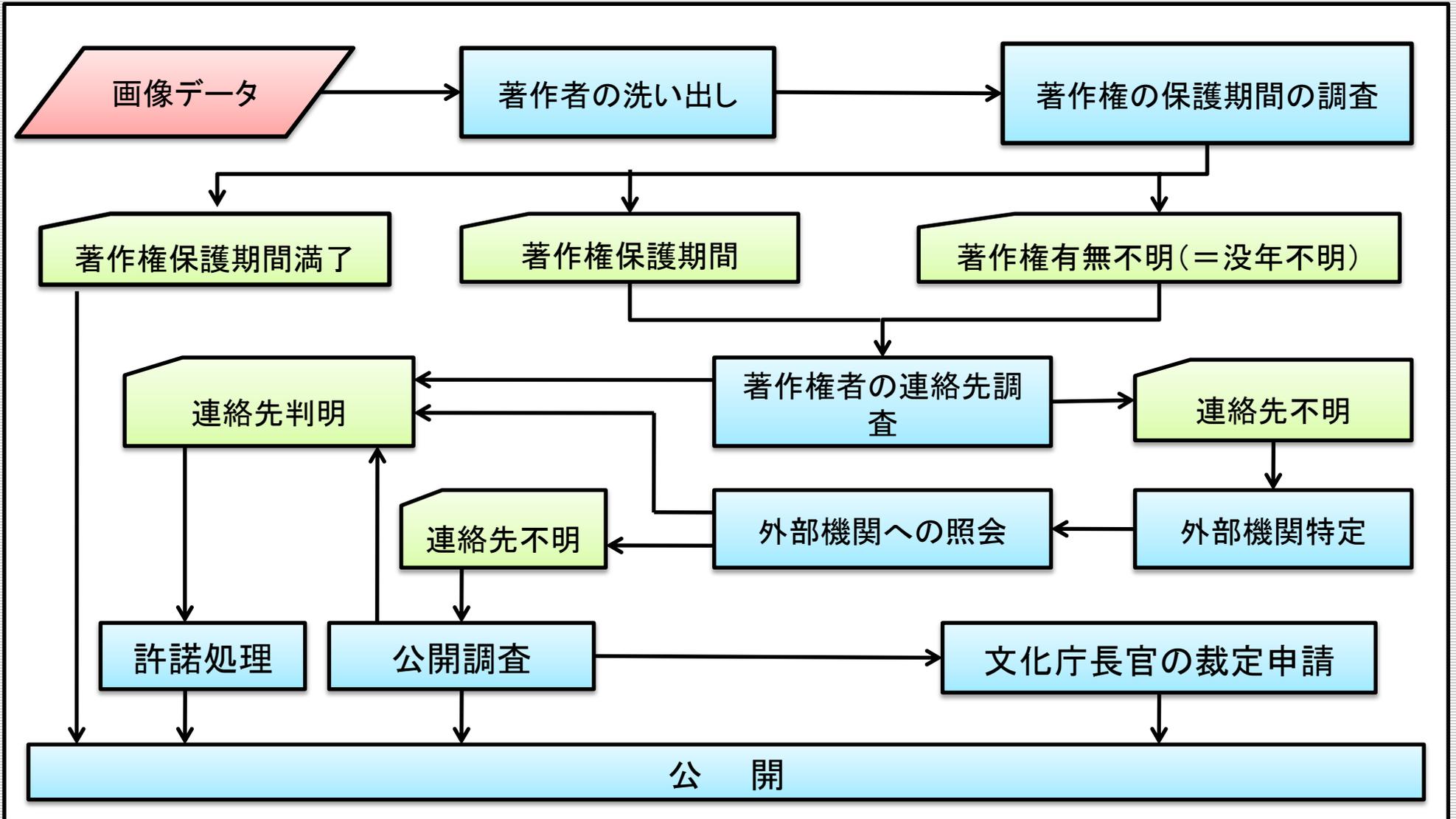
デジタル化資料の利用提供（法改正の効果）

□ 館内利用の具体的態様は、利害関係者との協議を踏まえ決定（平成21年3月）

- 利用条件 ⇒ 「同一文献に対する同時利用は、資料の所蔵部数を超えない」
- 対象範囲 ⇒ 民間の活動を阻害しないよう留意
- デジタル化方式 ⇒ 「画像」（テキスト化は別途協議）
- 複写提供 ⇒ 「プリントアウトのみ」

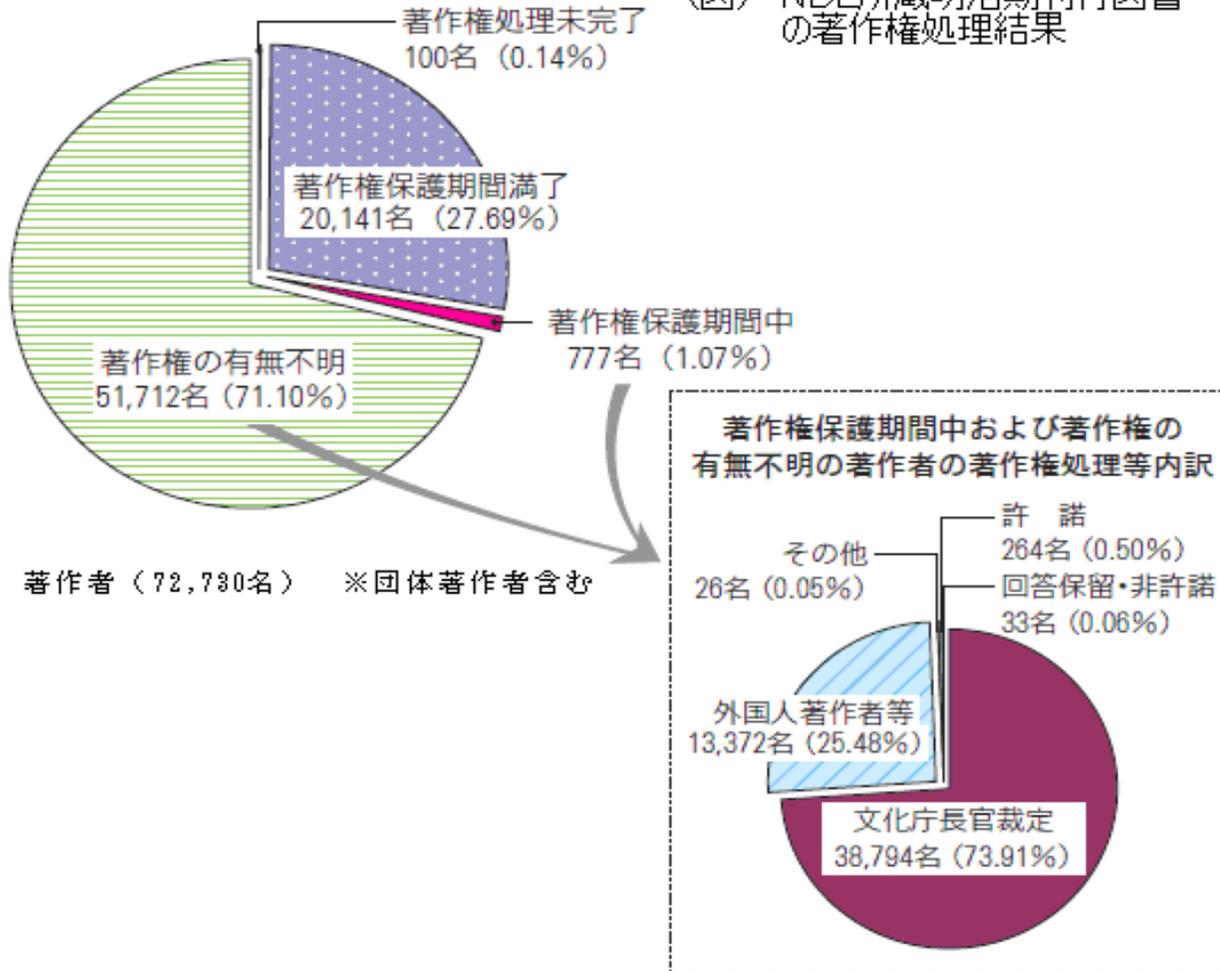
□ インターネット提供（公衆送信）は、著作権許諾が必要

著作権処理作業の全体フロー



著作権許諾作業(明治期刊行図書)①

(図) NDL所蔵明治期刊行図書の著作権処理結果



長官裁定の条件

- ◆ 画像ファイルの複製
- ◆ インターネット等による公衆送信
- ◆ 利用者端末における一時的複製

利用期間: 5年

補償額: 51円/件

著作権許諾作業(明治期刊行図書)②

著作権調査

著作権者の洗い出し、生没年調査

対象冊数 106,099タイトル(156,236冊)

経費 約13,000万円(約1,225円/冊)

期間 11ヶ月

※ その他、担当職員による調査部分がある。



連絡先調査

文献・インターネットによる調査、機関・団体、地方自治体への照会

対象人数 約55,000名

経費 約13,000万円(約2,300円/人)

期間 17ヶ月



公開調査

当館ホームページによる公開調査



文化庁長官裁定

「相当な努力」の証明、補償金額の算定、裁定に係る利用方法の認定

デジタル化資料の利活用の課題

(目的) 知的資源に対する国民のアクセスを拡大する。

(利活用の課題)

- ① 公共図書館(大学図書館)等への限定送信
⇒ 図書館間相互貸借の代替方策
- ② テキスト形式データの作成
⇒ 視覚障がい者への対応、全文(本文)検索
- ③ 遠隔地での利用モデルの検討(有償利用)

(方向性) 民間ビジネスと共存可能な形を実現するため、利害関係者による合意形成を進める。

「合意形成」のための検討課題

- ① 出版物の権利状況に応じた利用ルールの整備
 - 著作権の状態、市場入手可能性、商業配信の有無等による利用ルールの整備
 - 著作権の集中管理の拡大等の円滑な権利処理の基盤整備（孤児著作物の利活用促進）
- ② 公共的検索サービスと商業サービスの連携
 - 「書誌＋（目次・本文）」検索サービスの整備
- ③ 図書館における電子書籍の利用ルールの確立（有償電子貸出、契約利用のビジネスモデル etc）